

平成28年度 評価委員会業務及びスケジュール

		年度評価	その他
	評価委員会 開催日程	H27事業年度に係る 業績評価 ・現行評価方針及び方法で、 評価を実施	全体共通事項 等 ・評価以外の事項
4月	・日程調整		
	上旬	・開催通知 ・会議資料作成	
5月	中旬 ～ 下旬	○H28第1回 (第34回)開催 5月25日(水) 開催済み	《ヒアリング》 ・H28年度計画について 《その他》 ・評価委員会スケジュール説明 ・評価方針及び方法の説明 ・会社訪問
6月	上旬		
	中旬		
	下旬	(センターH28実績報告書提出期限(6月30日))	
7月	上旬	○H28第2回 (第35回)開催 7月12日(火)	《議題》 ・センター実績報告(H27年度分)
	中旬		《書面評価(評価委員)》
	下旬		* 必要に応じてセンターへ質問(評価委員)
8月	上旬		《最終評価(評価委員)》
	中旬		* 必要に応じてセンターへ質問(評価委員)
	下旬	○H28第3回 (第36回)開催 8月 日()	《議題》 ・評価決定(H27年度分)
9月			議会報告
10月			※その他、審議の必 要があれば、評価委 員会を開催
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成20年3月24日制定
平成21年5月20日改正
平成23年11月25日改正
平成24年3月22日改正
平成27年12月16日改正
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の業務実績に係る評価に関し、必要な事項を定める。

1. 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の当該事業年度における進捗状況を確認する。
- (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況を県民にわかりやすく示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。

★評価の視点

- ①年度計画に記載された各項目の達成状況や業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施する。
- ②業務実施に当たっての課題や利用者の意見の反映等を加味した評価を行うことにより、法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するとともに、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、その達成状況を次の5段階で評価する。

〔項目別評価基準〕

- | | |
|---|-------------------------------------|
| S | 計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている |
| A | 計画を上回って業務が進捗している |
| B | 概ね計画どおりに業務が進捗している |
| C | 計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| D | 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価及び利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

(2) 評価委員会評価

○項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

・中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を、年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

(項目別評価単位及び特記事項記載単位は、別紙1によるものとする)

評価点	評価基準	基礎点	評価
5	計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている	4.5以上～	S
4	計画を上回って業務が進捗している	3.8以上～ 4.4以下	A
3	概ね計画どおりに業務が進捗している	2.8以上～ 3.7以下	B
2	計画に対して業務の進捗がやや遅れている	2.0以上～ 2.7以下	C
1	計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	～1.9以下	D

※基礎点は、各委員の評価点を平均した数値（小数点以下第2位を四捨五入）をもとに算定。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

○全体評価

項目別評価及び利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で評価する。また、評価の内容について記述するものとする。（評価様式 別紙2）

評価手順及び評価基準は、項目別評価と同じ。

また、利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

なお、全体評価で算定した基礎点に2を乗じて得た数値（小数点以下を切捨て）は、翌年度以降の理事長及び理事の業績給算定に必要な業績評価係数に反映するものとする。

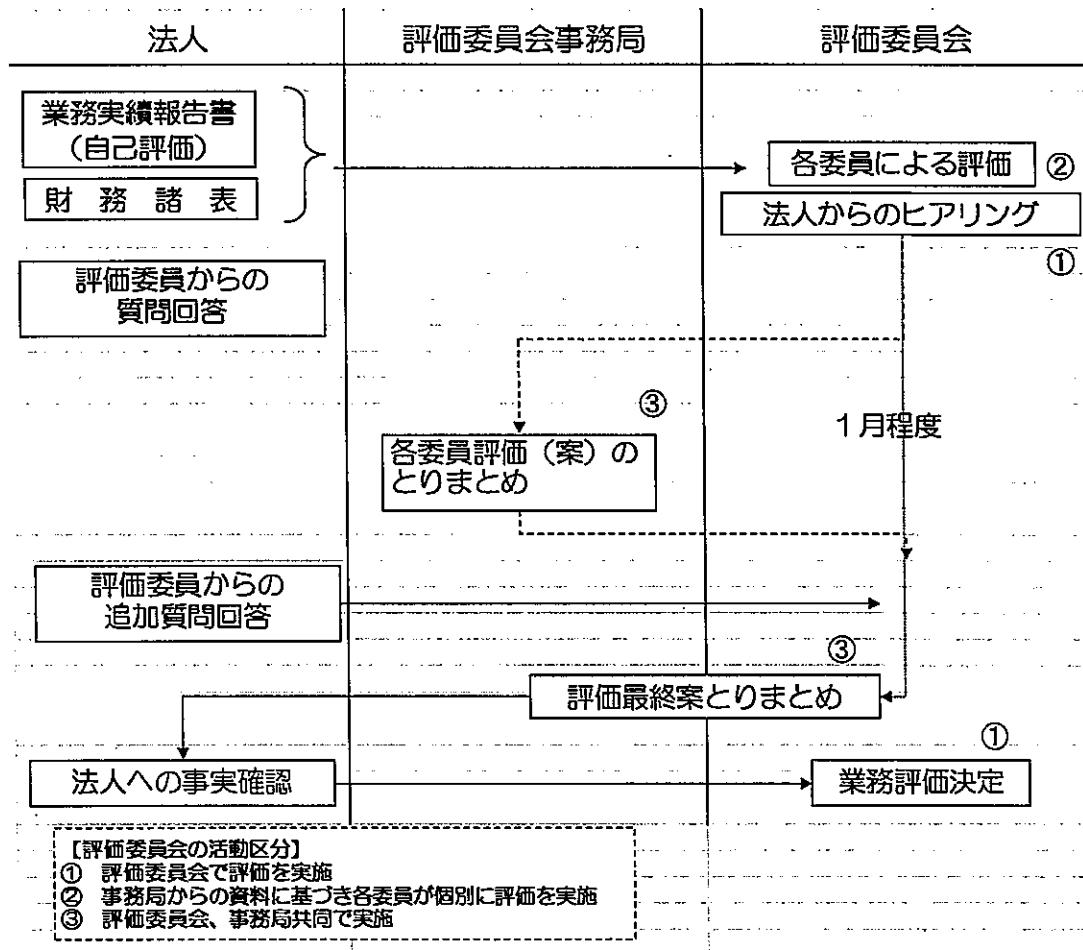
3 評価の進め方

年間スケジュール

事 項	時 期	
年 度 終 了	3月末	○年度事業の終了（法人）
評 価 準 備	4月～6月	○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実 績 報 告	6月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評 価	7月 ～8月	○業務実績報告書、財務諸表等の検証、法人からのヒアリング ○評価案の作成 ○最終評価案について法人への事実確認 ○評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	○評価結果の知事報告及び法人への通知 ○財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- 法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- 評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- 最終評価案について、法人に事実確認した後、評価を決定する。



【第3期】中期計画の項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	項目	自己評価	項目別評価単位	特記事項 記載単位
I 中期目標の期間【H27年4月1日～H31年3月31日(4年間)】						
1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援	(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		①
	(2) 製品の品質変更化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器利用、依頼試験・分析		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(3) 県内企業等が接続する新事業の創出、新分野進出のための支援		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発	(1) 県内企業への技術移転を常に意識した研究開発		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		②
	(2) 県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
3 鳥取県で活躍する産業人材の育成						③
4 座学金官連携の推進						④
5 積極的な情報発信、広報活動			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		⑤
6 業務運営の効率化	1 接触性の高い業務運営		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		⑥
	2 勤員の能力開発		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	3 予算の効率的運用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
7 財政運営の適切化	1 予算の効率的運用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		⑦
	2 自己収入の確保		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画					
	(1) 予算(人件費の見積りを含む)					⑧
	(2) 収支計画					
	(3) 資金計画					
8 組織運営の強化	4 短期借入金の限度額					⑨
	5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画					
	6 剰余金の使途					
9 人事・労働環境の整備	1 コンプライアンス体制の確立と徹底					⑩
	(1) 法令遵守及び社会貢献		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(3) 労働安全衛生管理の徹底		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
10 地域社会との連携強化	2 環境負荷の低減と環境保全の促進		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
11 その他	1 施設及び設備に関する計画					⑪
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画					
	3 人事に関する計画		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

黄色セルの項目は、実績報告書に実績のみを記載し、自己評価、委員会評価の対象外とする。

全 体 (年 度) 評 價

◆ 総合評価

評価

S、A～Dを記入

○総合評価コメント

{ } { }

◆個別評価

(1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(3) 財務内容の改善に関する事項

(4) その他業務運営に関する重要事項、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

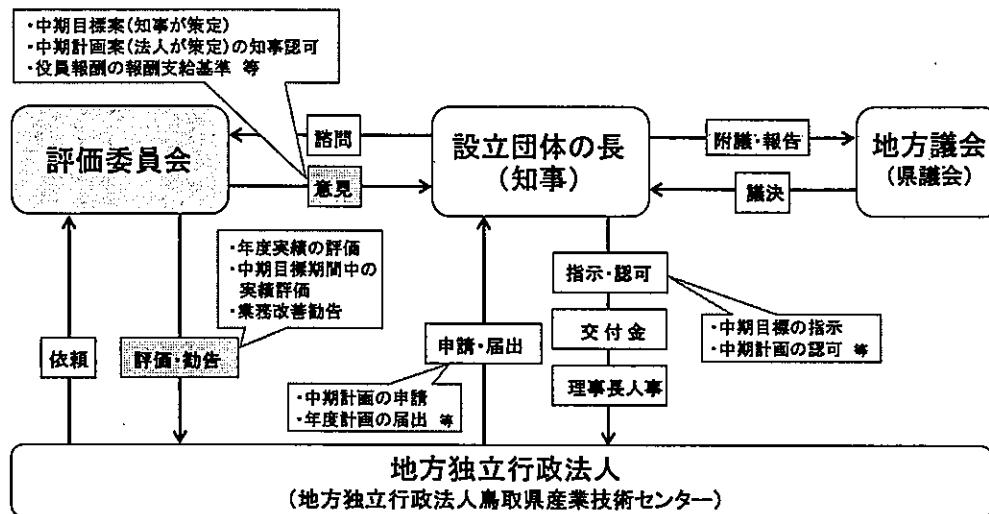
参考資料（別冊）

1. 地方独立行政法人制度について
2. 関係法令

地方独立行政法人制度について

1 地方独立行政法人とは

3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行し、遂行状況を第三機関である評価委員会が評価、勧告するとともに、評価に基づき、中期目標期間終了時に、組織・業務の全般的な見直しを行う、PDCAサイクルに基づき、自主的に事業を実施する法人である。



2 地方独立行政法人の対象業務

○地方独立行政法人に関する基本的考え方（地独法法第2条）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせること。

○対象範囲（地独法法第21条）

- ①試験研究機関
- ②公立大学の設置管理
- ③地方公営事業（病院、水道、電気等）
- ④社会福祉事業
- ⑤公共的な施設の設置管理（介護老人保健施設、会議場・展示等施設、博物館、美術館等）

3 地方独立行政法人の職員身分の類型（地独法法第2条）

公務員型（特定地方独立行政法人）（鳥取県、岩手県、山口県など）

業務の停滞が住民生活等に支障又は業務への中立・公正性を要件として、役員及び職員に地方公務員の身分を付与。

非公務員型（一般地方独立行政法人）（東京都、北海道、大阪府など）

公立大学のほか、上記以外の地方独立行政法人。

4 鳥取県産業技術センターの概要

- (1) 設立日 平成19年4月1日
- (2) 組織体制
 - (鳥取施設) 本部、電子・有機素材研究所
 - (米子施設) 機械素材研究所
 - (境港施設) 食品開発研究所
- (3) 役職員数（現員）
 - 役員 5名 …理事長1（常勤）、理事3（常勤2、非常勤1）、監事1（非常勤）
 - 職員 51名（うち1名は理事を兼務）

※交付金算定上の役職員定数… 役員6名、職員52名（計 58名）

関係法令

資料2

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第3条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価であること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

(役員の報酬等)

- 第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の入件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

○鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）

(各事業年度の業務の実績の報告)

- 第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定により設置された地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に、委員会に提出しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績の報告)

- 第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績（次項において「中期業務実績」という。）について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。
- 2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において所管部局長から法第121条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。